

函館市総合計画について

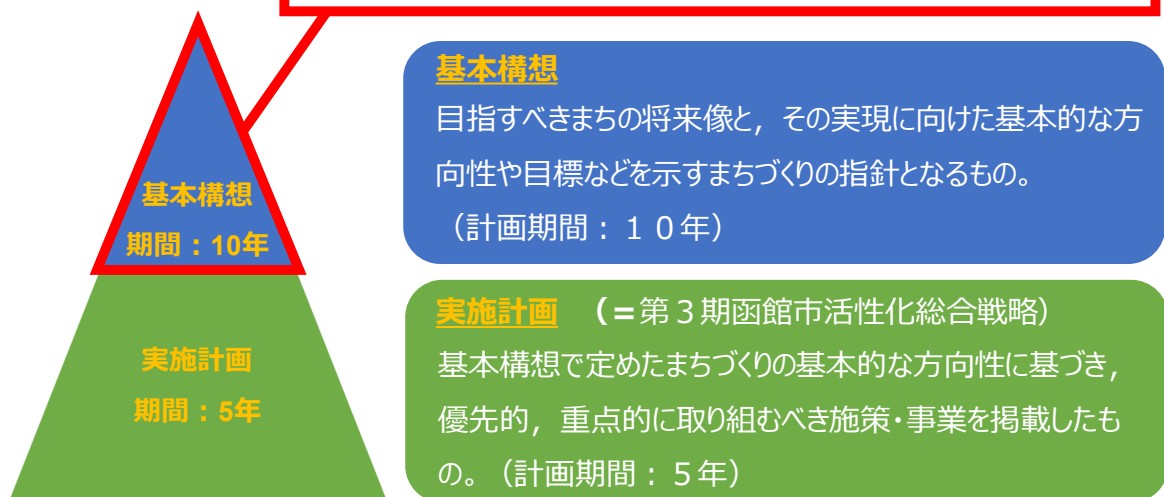
1 概要

地方自治法では、基本構想の法的な策定義務はなく、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の自らの判断に委ねられることとなっており、函館市では、「函館市自治基本条例」により、「市長等は、将来を見据えた、総合的で計画的な行政運営を図るため、総合計画（議会の議決を経て定める基本構想ならびにその実現を図るための基本的な計画および実施に関する計画をいう。）を策定しなければならない。」と、基本構想の策定を義務付けしている。

函館市総合計画について

- ・まちづくりの基本的な理念や目標，方針等を定めたもの。
- ・自治体における全ての計画の最上位（基本）計画。
- ・自治体の全ての事業は総合計画に基づき行われている。

計画期間の満了に伴い、新たな基本構想（R9～）の策定が必要



	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)	2030(R12)
(基本構想)	函館市総合計画 基本構想 (2017～2026)			函館市総合計画 基本構想 (2027～2036)			
				必要に応じて改定			
(実施計画)	第2期 総合戦略		第3期 函館市活性化総合戦略 (2025～2029)				

2 次期基本構想の策定までの流れ

- ・ワークショップ等による市民意見の把握（～令和7年度）
- ・基本構想審議会の実施（諮問・答申）
- ・パブリックコメント手続きの実施
- ・市議会での議決（議案：基本構想の改訂について）
- ・構想書公表